

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280331001	27年11月30日	28年2月23日	28年3月31日	ホテルにおける外国人労働者の雇用資格の緩和	<p>【提案の具体的な内容】 ホテルにおいて外国人労働者を雇用する際には、宿泊部門のフロント業務従事者などにしか在留資格が認められないのが現状であるが、レストラン・宴会等を含む全般的な業務内容にまで拡大するなど、在留資格等に関する諸条件を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 訪日外国人旅行者数の急増にともない、外国語を話せる従業員の確保が急務となっていることから、外国人採用の必要性は高い。しかしながら、現状ではコンシェルジュ業務等を除き、「技術」「人文・知識国際業務」「技能」等の在留資格就労が許可されないケースが多く、フロント業務に職種を限定しなくてはならないことから、レストラン・宴会等の業務に従事させることができない。ホテルマンとしてのキャリアにおいては、宿泊部門だけでなく(レストラン・宴会部門も)同様に重要であり、実際に外国人のお客様が朝食等でレストランを利用することが多くなっており、案内や料理の説明などでフロント業務以上の語学力が必要となっているため、外国語を話せるスタッフがサービスにあたることで、外国人旅行者の安心感、利便性、満足度が格段に向上すると考えられることから、ホテルにおける外国人の就労条件を緩和することが望ましいと考えられる。 また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、日本式の「おもてなし文化」が世界中で注目されるなか、外国人がこうした業務に従事することは、日本の接客技術を習得する良い機会であり、さらなる日本のイメージアップにもつながると期待できる。</p>	民間企業 (公社)関西経済連合会	法務省 厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第2条の2において、本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとされています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一	その他	専門的・技術的分野に該当しない外国人材の受け入れ範囲の拡大については、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略」改訂2015に従い、国民的コンセンサスを踏まえ、幅広い観点から政府横断的に検討していく必要があるものと考えています。	
280331002	27年11月30日	28年2月23日	28年3月31日	外国人留学生の労働規制の緩和	<p>【提案内容】 外国人留学生のアルバイトにおける労働時間規制の緩和。</p> <p>【提案理由】 訪日外国人旅行者数の急増にともない、飲食店等で人手が不足している。言語の問題もあり、外国人留学生のアルバイトは貴重な人材であることから、規制の緩和によりさらなる活用につなげたい。</p>	(公社)関西経済連合会	法務省 厚生労働省	「資格外活動の許可」について、法務大臣は、別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができるとしています。	出入国管理及び難民認定法第19条第2項、出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第五項	現行制度下で対応可能	資格外活動の許可は、本来の在留活動を阻害しない範囲内において、現に有している在留資格に属しない就労活動を例外的に認めるものです。 留学生については、在留期間中に、留学中の学費等の必要経費を補う目的でアルバイト活動を行うため資格外活動許可について申請があった場合は、週28時間以内(教育機関の長期休業期間中は、1日8時間以内)の活動を包括的に許可しているところ、この範囲外の活動については、そのような許可の申請があったときに、個別に、以下の要件を満たす限りにおいて許可しており、ご提案の内容については既に対応しています。即ち、本来の在留活動の遂行が妨げられるものでなく、活動の目的が本邦留学中の学費等の必要経費を補うものであること、申請に係る活動が語学教師、通訳、翻訳、家庭教師等、申請者の専攻科目と密接な関係のある職種又は社会通念上学生が通常行っているアルバイトの範囲内にある職種であること、が確認できれば、活動を行う機関の名称及び所在地、業務内容等の条件を定めた上で個別に資格外活動を許可しているところです。	
280331003	27年11月30日	28年2月23日	28年3月31日	観光関連産業における外国人材登用のための制度整備	<p>【提案の具体的な内容】 1. 在留資格要件の緩和(大卒、一定の経験年数等)や在留資格業務の範囲の拡大、大きく(り化)等) 2. 観光関連産業に対する外国人材の派遣業務の実施 3. 観光関連産業における資格要件の緩和(ドライバー要件等)</p> <p>【提案理由】 観光関連産業においては、おもてなし要員やドライバー等の慢性的な不足が叫ばれており、このままでは訪日外国人拡大等に十分な対応ができない可能性が高い。 在留資格要件は、大卒や一定の経験年数、バスのドライバーでは居住要件等があるなどしばしばあり、また、「人文知識・国際業務」「技能(スポーツ指導者)」等の在留資格が現行であるが、それ以外の「通訳」、「接客」等多様な業務も必要である。 必要な外国人材を個社ごとにくれぐれと採用することは困難なので、派遣業務を積極的に活用する必要がある。</p>	(一社)新経済連盟	法務省 厚生労働省	【法務省】 1,3について 出入国管理及び難民認定法第2条の2において、本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとされています。	【法務省】 1,3について 出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一	【法務省】 1,3について その他	【法務省】 1,3について 専門的・技術的分野に該当しない外国人材の受け入れ範囲の拡大については、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略」改訂2015に従い、国民的コンセンサスを踏まえ、幅広い観点から政府横断的に検討していく必要があるものと考えています。	
							【厚生労働省】 2について 労働者派遣法では、港湾運送業務、建設業務、警備業務及び医療関連業務(紹介予定派遣をする場合等を除く)については、労働者派遣事業を行ってはならないこととしています。	【厚生労働省】 2について 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条	【厚生労働省】 2について 事実認識	【厚生労働省】 2について 労働者派遣法上、港湾運送業務、建設業務、警備業務及び医療関連業務(紹介予定派遣をする場合等を除く)以外の業務について、労働者派遣事業を行うことは禁止されていません。また、労働者派遣法上、外国人を派遣労働者として派遣することは禁止されていません。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280331014	28年2月22日	28年3月15日	28年3月31日	株式会社設立時の資本金払込証明について	<p>株式会社を設立する場合、発起人(最初の株主)は出資金(資本金)を法人設立前に日本の銀行口座に払い込まなければならない。また、株式会社設立の登記申請の際は、銀行発行の資本金払込証明書または預金通帳の写しを添付書類として提出する必要がある。しかしながら、日本の銀行は、通常、非居住者や日本に拠点を有さない外国法人の口座開設を認めず、「資本金払込証明書または預金通帳の写し」の提出が必須となっていることが非居住者/外国法人による法人設立手続にとって不合理な現状となっている。</p> <p>[詳細] ・現状では、日本に銀行口座がない外国企業の多くは、日本の知り合い等の個人口座に一旦小額の資本金を振り込んで設立手続きを行い、その後、親会社の出資で増資する等の対応策を取っている。 ・日本国内の協力がいない場合には、資本金を事前に振り込む先が無いため、日本の銀行へ資本金払込口座(通称別段口座)の開設を依頼せざるを得ないが、開設の可否は各銀行、担当窓口によって対応が異なる上、最近では開設自体が厳しくなっており、開設が可能となるケースは非常に稀で、可能な場合も多大な手間と時間がかかっている。 ・また、昨年、株式会社設立に係る代表者の日本居住要件が撤廃されたが、上述の資本金払込証明制度により、その効果が限定的となっている実態もある。 ・会社法の改正により、資本金1円から法人設立が可能になったため、「1円」を払い込んだという証明書を法人設立手続き時に提出させることの意義は薄くなっている。 ・諸外国(米国、英国、香港、シンガポール)においては、登記前の資本金払込義務はないとの調査結果がある。香港は、設立後2ヵ月以内に振り込みはよく、シンガポールと米国は資本金不要、法人設立前の銀行口座開設義務もない。</p> <p>[対応策案] ・日本では合同会社設立の場合、登記申請時における銀行口座への払込は必須ではない。出資した社員宛に、代表社員がその名義で発行した「出資金の領収書」を以て、銀行の証明書等に代えることができる例を考えると、以下の対応策が考えられる。 ・資本金の払込を法人設立前であることを義務とせず、法人設立後の一定期間内(例:3ヵ月等)に行うことを可とする。 ・海外の銀行口座の残高証明書などを以て資本金払込の証明書として取り扱う。</p>	日本貿易振興機構(ジェトロ)	法務省	<p>株式会社の設立に際しては、発起人及び設立時募集株式の引受人は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の全額の払込みを、発起人が定めた銀行等(銀行法第2条第1項に規定する銀行、信託業法第2条第2項に規定する信託会社その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもの、以下「払込取扱機関」という。)の払込みの取扱いの場所(以下「払込取扱場所」という。)においてしなければならないとされています。そして、株式会社の設立の登記の申請の際には、払込取扱機関の払込取扱場所における払込みがあったことを証する書面の添付が必要とされています。</p>	会社法第34条、第63条第1項、会社法施行規則第7条、商業登記法第47条第2項第5号	対応不可	<p>株式会社については、株主間の利害調整を図るとともに会社債権者を保護するため、出資が行われる場面で、資本金の額に相当する財産が出資者から確実に拠出されることが要求されています(資本充実の原則)。資本充実の原則の現れとして、株式会社の設立に際しては、発起人及び設立時募集株式の引受人は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の全額の払込みをしなければならないこととされており、また、金銭の払込みが確実に行われることを確保するため、金銭の払込みは、払込取扱機関の払込取扱場所においてしなければならないこととされています。そのため、株式会社の設立後に金銭の払込みを行うことを可能にすることや外国の銀行等を払込取扱機関とすることは、資本充実の原則を採用している株式会社については、困難です。</p>	
280630017	28年5月11日	28年6月8日	28年6月30日	林業再生の障害となる山林の所有に関する制度を抜本的に見直すこと	<p>[要望内容] 山林の所有に関する制度の抜本的見直し</p> <p>[理由] 所有者不明の山林は、森林経営の集約化・大規模化や6次産業化や道路整備などの公共事業、災害対策や災害からの復旧・復興事業等を進めるうえでの障害要因となっている。そのため、所有者を明確にする権利登記の義務化など、山林の有効活用を促進し、強い林業づくりを推進する必要がある。</p>	日本商工会議所	法務省	<p>不動産登記制度は、「不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法(平成18年法律第123号)その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない」と規定する民法177条に基づく制度であり、不動産の物権変動の対抗要件とされており、義務ではありません。</p>	民法第177条、不動産登記法	対応不可	<p>不動産登記は、所有権を取得した者が、登記をしなければその権利取得を第三者に対抗することができないという対抗要件にすぎず、その者が望まない場合にまで、登記を強制することはできません。もっとも、法務省としては、公示の観点からは登記が遅やかにされることが望ましいため、相続登記の促進に関する記事をホームページに掲載して広報するなど対策を講じ、登記手続を行うことの意味やメリットについて理解が進むよう取り組んでいるところです。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280630019	28年5月11日	28年6月8日	28年6月30日	区分所有法における建替え決議の成立要件の緩和	[要望内容] 区分所有法における建替え決議の成立要件の緩和 [理由] 老朽マンションの建替えは喫緊の課題となっているが、建替え決議の成立には、区分所有者および議決権の各5分の4が必要であり、大変高いハードルとなっている。居住者の安心・安全のため、区分所有法における建替え決議の成立要件を緩和する必要がある。	日本商工会議所	法務省 国土交通省	現行の建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」といいます。)は、建替え決議について区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成を要件としています。	建物の区分所有等に関する法律第62条第1項	対応不可	区分所有法の決議により行う建替えは、個々の区分所有者にとって区分所有権の処分を伴うものであり、本来であれば全員同意を要するものですから、これを多数決により行うことの正当性を担保するためには、多数決要件は厳格である必要があります。決議に賛成しなかった区分所有者については、その区分所有権の時価での買取りが予定されていますが、その意思に反して区分所有権を失うことになる以上、多数決要件には厳格性が求められます。 また、建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡し請求権を行使してその権利を買い取らなければなりません。決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになり、かえって建替え事業の円滑な遂行にとっての障害となりがねません。 したがって、建替え決議要件の緩和については、慎重な検討が必要であると考えます。	
280630020	28年5月11日	28年6月8日	28年6月30日	区分所有法の建替え決議の成立をもって借地借家法の賃借契約を解約できるようにすること	[要望内容] 建替え決議の成立をもって借地借家法の賃借契約を解約できるようにすること [理由] 老朽マンションの建替えは喫緊の課題となっている。しかし、区分所有法に基づく建替えが決議されても、借地借家法では、建物賃貸借契約の解約の正当事由になっておらず、また、裁判所の判断も曖昧であることから住民を立ち退かせることができず、建替えが進んでいない。そのため、区分所有法における建替え決議を、借地借家法における賃借契約の解除の正当事由に位置付ける必要がある。	日本商工会議所	法務省 国土交通省	賃借人からの建物賃貸借契約の解約の申し入れは、賃借人及び賃借人が建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃借人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければならぬものとされています。	借地借家法第27条第1項、第28条	現行制度下で対応可能	現行の借地借家法のもとでも、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性等については、正当事由の有無を判断するに当たって個々の具体的事情に則して適切に考慮されているものと考えています。 なお、借地借家法が私人間の法律関係に一般的に適用される民事基本法であり、同法上の正当事由制度が借家契約全般について賃借人及び賃借人間の適切な利害調整を図るものであることからすると、その規定の内容は規範的・抽象的なものとならざるを得ず、老朽化物件・耐震性に問題のあるマンションの建替え決議の成立等をもつて直ちに正当事由があることについては、慎重に検討する必要があると考えられます。	
280630021	28年5月11日	28年6月8日	28年6月30日	土地、建物の所有者情報を明確化するため、被相続人の住所証明書類の保存期間を延長すること	[要望内容] 被相続人の住所証明書類の保存期間の延長 ・保存期間：5年・150年 [理由] 空き地・空き店舗の利活用促進のためには土地、建物の所有者情報を明確化する必要がある。そのためには相続登記を活用することが重要である。しかし、相続登記手続において必要となる被相続人の住所証明書類(住民票、戸籍の附票等)の保存期間は、住民基本台帳法施行令に基づき5年間とされていることから、登記手続き時に当該書類が存在しないというケースが発生しており、これが、登記手続きの停滞要因の一つとなっている。そのため、住所証明書類を閉鎖戸籍類の保存期間と同じ150年間とすることが求められる。	日本商工会議所	総務省 法務省	不動産登記制度においては、相続による所有権の移転の登記の際、登記原因を証する情報の一部として、被相続人の登記記録上の住所が本籍と異なる場合は、登記記録上の登記名義人が申請に係る被相続人と同一であることを確認するため、住民票の除票の写しや削除された戸籍の附票の写しの添付を求めるとされています(不動産登記法第61条、不動産登記令別表第22項)。 なお、住民基本台帳制度は、住民の住所等を公的に証明するものとして設けられており、過去の住所の証明については、住民票の除票を利用するほか、戸籍の附票の制度を設けて、戸籍に変動のない限り、戸籍の附票により確認できるとしています。 住民票は、転出、死亡等した場合において削除することとされており、住民基本台帳法施行令第34条において、削除された日から5年間保存することとされています。 戸籍の附票は、本籍地市町村において住所の変更を記録するものであり、死亡等により戸籍が削除された場合にあっては削除されたものとされ、同法施行令第34条において、削除された日から5年間保存することとされています。	不動産登記法第61条、不動産登記令別表第22項 住民基本台帳法施行令第34条	不動産登記制度・現行制度で対応可能 住民基本台帳制度・対応不可	相続による所有権の移転の登記の際には、左記のとおり住民票の除票や削除された戸籍の附票の写しを求めるところ、これらの提供をすることができない場合、登記識別情報(登記済証)の提供等により左記の同一性を確認しています。 なお、削除された住民票及び戸籍の附票の保存期間については、住所の確認という目的に照らして、そのような個人情報を長期間にわたり保存することが必要かどうかという観点から、慎重に検討すべきものです。 ただし、削除された住民票及び戸籍の附票の保存期間は最短期間を定めたものであり、各市町村の実情に応じて長期間保存することは差し支えないものです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280630022	28年5月11日	28年6月8日	28年6月30日		対日投資家や高度人材に対し、永住権の取得に必要な滞在年数を短縮化すること	[要望内容] 永住権の取得に必要な滞在年数の短縮化 [理由] 対日直接投資を促進し、国内のイノベーションを図るためにも、日本に投資したいと思う海外の高所得層や高度人材に対する永住資格について、要件となっている日本滞在年数を短縮化するべきである。 (注)永住許可を受けるには原則として引き続き10年以上日本に在留していることが必要である。また、高度人材外国人の場合は特例で5年間となっている。	日本商工会議所	法務省	出入国管理及び難民認定法第22条の2、第22条、別表第2	検討に着手	「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)において、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮することや、高所得投資家、IoT・再生医療等の成長分野において、我が国への貢献が大きい外国人材の永住許可申請の在り方について検討を進めることが盛り込まれています。これに基づき、現在、関係省庁と連携しながら、永住許可申請の在り方等について検討を進めているところです。
280630023	28年5月11日	28年6月8日	28年6月30日		日本への投資の増加を図るため、訪日ビザ発給要件を緩和すること	[要望内容] ・訪日ビザ発給要件の緩和 [理由] 日本への投資が見込まれる国々に対しては、ビザ発給要件の緩和や免除を進める必要がある。特に、(デジタル)観光分野(重点20カ国・地域のうち、ビザが必要な5カ国(中国、フィリピン、ベトナム、インド、ロシア)の緩和を進めてい必要がある。また、昨年12月に発足したASEAN経済共同体(AEC)のメンバー、カンボジア、ラオスについても、工程表を作成し、戦略的な緩和を進めるべきである。	日本商工会議所	警察庁 法務省 外務省	外務省設置法	検討に着手	今後の更なる査証緩和については、既に実施した緩和措置の実施状況をレビューし、観光立国の実現に向けた必要性及び治安等への影響をよく考慮して、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、総合的観点から検討していきます。
280720019	28年5月11日	28年6月8日	28年7月20日		外国人技能実習制度について、介護分野や観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)を対象職種を追加すること	[要望内容] 外国人技能実習制度における技能実習対象職種への介護分野および観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)の追加 [理由] 高齢化の進行によって、2025年度には、我が国において介護に携わる職員がおよそ38万人不足すると推計されている。平成28年2月5日閣議決定の「産業競争力の強化に関する実行計画」で、「介護の対象職種追加に向け、賃の担保など、介護サービスの特性に基づき(要請に対応できるような具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づき要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う。」と記載されているが、これを早急に行うことが求められる。また、わが国の観光分野における人材確保に資するとともに、開発途上国等の人材に日本の優れたホスピタリティを身に付けてもらうことで、日本の「おもてなし」文化を世界に広めることにも繋がることから、外国人技能実習制度の対象職種に、フロント業務やレストランサービス業務などのホテルスタッフ業務を加える必要がある。	日本商工会議所	法務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省	出入国管理及び難民認定法第21項第2号、第20条の2、施行規則第3条、別表第1、第7条第1項第2号の基準を定める省令、第20条の2第2項の基準を定める省令、技能実習制度推進事業運営基本方針(各論2)対象技能等(2)、別表	・検討に着手(介護の職種追加について) ・その他(ホテルスタッフ業務の職種追加について)	外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加するご提案については、平成28年2月5日閣議決定の「産業競争力の強化に関する実行計画」(2016年版)にあるとおり、介護の対象職種追加に向け、賃の担保など、介護サービスの特性に基づき(要請に対応できるような具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づき要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行うこととしています。 ・ホテルスタッフ業務を技能実習制度の対象職種に追加することについては、移転すべき技能としてふさわしい職種であるかどうかを検討する必要がありますので、この点を整理いただいた上で、御相談ください。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280915008	28年7月29日	28年8月18日	28年9月15日	歯科技工士免許を取得した外国人留学生の就労解禁	世界的にも優れた専門技術である日本の歯科技工分野において、近年、日本で歯科技工士免許を取得し、技術の習得を希望する留学生が増加してきております。一人前の歯科技工士になるためには、免許取得後に技工所等での修業が必須です。本邦の歯科技工士養成所に留学し国家試験を突破しても、就労できない現在の規制について改革を提案致します。 少子高齢化等の社会情勢により歯科技工士は減少しており、歯科技工士養成所の閉校や定員割れが続いています。歯科医療の担い手が不足しつつあります。一方、ノウハウの詰まった歯科技工士養成所への海外からの留学希望者は、増加傾向にあります。しかし、免許取得後に技術を磨くことが許されない現状では、受入れは望めません。 また、今後より活発になる日本の歯科医療の海外展開において、チーム医療の担い手としての歯科技工士(日本の歯科技工士免許を取得した外国人歯科技工士を含む)は、必要不可欠な存在です。 外国人留学生が本邦の歯科技工士養成所を卒業し専門士又は学士を取得、かつ歯科技工士国家試験に合格した場合、「医療」の在留資格を付与し、本邦での就労を解禁して頂きたいと提案致します。	D.T.ソリューション	法務省 厚生労働省	現行法上、「医療」の在留資格をもって本邦に在留するには、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、別表第1の2. 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」に定める要件を満たす必要があります。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、別表第1の2. 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	その他	外国人材の受入れ範囲の拡大は、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略2016」に従い、国民的コンセンサスの形成の在り方なども含め、政府横断的に幅広い観点から検討していく必要があるものと考えています。	